

○経済産業省令第 号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十三条第一項の規定に基づき、経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

令
経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省

第一条 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十七年経済産業省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前

(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度を生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

エアコン	[略]	[略]
------	-----	-----

(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度を生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

エアコン	[略]	[略]
------	-----	-----

デー シヨ	デー ナ	業 務 用 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー （ 第 一 種 特 定 製 品 の う ち 、 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー で あ っ て 、 表 二 に 掲 げ る も の を 除 く。 ）	店 舗 ・ 事 務 所 用 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー の 場 合 は 、 六 百 台 。 設 備 用 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー の 場 合 は 、 三 十 台 。
----------	---------	---	--

デー シヨ	デー ナ	店 舗 ・ 事 務 所 用 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー （ 第 一 種 特 定 製 品 の う ち 、 建 築 物 に お い て 、 店 舗 、 事 務 所 等 の 用 途 に 供 す る 部 分 に お け る 空 気 調 和 を 主 た る 目 的 と す る エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー で あ っ て 、 表 二 に 掲 げ る も の 以 外 の も の を い う。 ）	六 百 台 （ た だ し 、 設 備 用 エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー の 場 合 は 、 三 十 台 。 ビ ル 用 マ ル チ エ ア コ ン デ イ シ ヨ ナ ー の 場 合 ）
----------	---------	---	--

ビル用マ
ルチエア
コンディ
ションナ
ーの場合
は、百台
、百台。
ガスエン
ジンヒー
トポンプ
エアコン
ディショ
ナーの場
合は、十

合は、百
台。ガス
エンジン
ヒートポ
ンプエア
コンディ
ションナ
ーの場合
は、十台
、十台。
中央方式
エアコン
ディショ
ナーのう

台。中央
方式エア
コンデイ
シヨナー
のうち、
遠心式の
圧縮機を
用いるも
の場合
は、一台
、遠心式
の圧縮機
を用いる

ち、遠心
式の圧縮
機を用い
るもの
場合は、
一台、遠
心式の圧
縮機を用
いるもの
以外のも
の場合
は、十台
、

		冷蔵機器 及び冷凍 機器			
器 (第一種特定製品	中央方式冷凍冷蔵機	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	もの以外 のもの 場合は、 十台

		冷蔵機器 及び冷凍 機器			
器 (第一種特定製品	中央方式冷凍冷蔵機	[略]	[略]	[略]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

のうち、冷凍機により
ブライン、空気、
水その他の熱媒体（
以下「熱媒体等」と
いう。）を冷却し、
当該熱媒体等を配管
の中で循環させる方
式のものであつて、
蒸発器の出口におけ
る熱媒体等の温度の
下限値が摂氏マイナ
ス十度未満のもの
のうち、熱媒体等の温

のうち、冷凍機によ
りブライン、空気、
水その他の熱媒体（
以下「熱媒体等」と
いう。）を冷却し、
当該熱媒体等を配管
の中で循環させるこ
とにより対象物の冷
却を行う方式の冷蔵
機器及び冷凍機器で
あつて、蒸発器の出
口における熱媒体等
の温度の下限値が摂

[略]	度の下限值が摂氏マ イナス四十度未満の もの及び石油化学工 業等における製品の 製造過程において、 専ら冷却等に用いら れるものを除く。)
[略]	[略]

[略]	氏マイナス十度未満 のものうち、有効 容積が五万立方メー トル以上の冷凍冷蔵 倉庫の新築、改築又 は増築に伴って当該 冷凍冷蔵倉庫向けに 出荷されるものをい う。)
[略]	[略]

備考 一 この表において「店舗・事務所用エアコンデyshoナーのうち、建築物において	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 (新設)	[略]	[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]

、店舗、事務所等の用途に供する部分における空気調和を主たる目的とするエアコンデিশヨナーであつて、中央方式エアコンデিশヨナー、ビル用マルチエアコンデিশヨナー、設備用エアコンデিশヨナー及びガスエンジンヒートポンプエアコンデিশヨナー以外のものをいう。

二| この表及び表二において「中央方式エアコンデিশヨナー」とは、冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させる方式のものであつて、蒸発器の出口における

一| この表及び表二において「中央方式エアコンデিশヨナー」とは、冷凍サイクルにより熱媒体等を冷却又は加熱し、当該熱媒体等を配管の中で循環させることにより空気調和を行う方式のものであつ

熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

三〇五 「略」

表二

一 中央方式エアコンデিশヨナー、ビル用マルチエアコンデিশヨナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンデিশヨナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの

二〇九 「略」

て、蒸発器の出口における熱媒体等の温度の下限値が摂氏マイナス十度以上のものをいう。

二〇四 「略」

表二

一 室内ユニットが床置き形であるものうち、設備用エアコンデিশヨナー以外のもの

二〇九 「略」

十 前各号に定めるもののほか、粉じんが
発生する場所等に設置するもの、エレベ
ーターのかごの冷却等に用いられるもの
及び石油化学工業等における製品の製造
過程において、専ら冷却等に用いられる
もの

十 前各号に定めるもののほか、ちゅう房
、粉じんが発生する場所等に設置するも
の、エレベーターのかごの冷却、石油化
学工業等における製品の製造過程におけ
る冷却等の用途に用いられるもので、特
に当該用途のみに用いられるものとして
製造されたもの

第二条 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のよう
に改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度を生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

改正前

(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)

第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度を生産量又は輸入量（製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。）が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

〔略〕

表二

一	中央方式エアコンデিশヨナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンデিশヨナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～三	〔略〕
(削る)	
四	ビル用マルチエアコンデিশヨナーで

〔略〕

表二

一	中央方式エアコンデিশヨナー、ビル用マルチエアコンデিশヨナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンデিশヨナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの
二～三	〔略〕
四	冷房のための熱を蓄える専用の蓄熱槽(暖房用を兼ねるものを含む。)を有する構造のもの
五	ビル用マルチエアコンデিশヨナーで

あつて、既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

五〇九 [略]

あつて、次に掲げるもの

イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの

ロ 冷房と暖房を同時に使用するために冷媒の分流に必要な構造を備えたもの

ハ 外気温度が低いときの暖房能力の低下を抑制する機能を備えたもの

ニ 水を熱源とする構造のもの

六〇十 [略]

第三条 経済産業省関係フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則の一部を次のよう

に改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)</p> <p>第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量(製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、そ</p>	<p>(指定製品の製造業者等に係る生産量又は輸入量の要件)</p> <p>第三条 法第十三条第一項の主務省令で定める要件は、年度が生産量又は輸入量(製造し、及び輸入する製造業者等にあつては、これらを合計した量。国内向け出荷に係るものに限る。)が次の表一の上欄に掲げる指定製品の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる種類ごとに、そ</p>

それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

機器 及び冷凍 冷蔵機器	エアコン デイショ ナー		
	製品のうち、コンデ ット等（第一種特定	コンデンシングユニ ット等（第一種特定	[略]
	[略]	[略]	[略]

それぞれ同表の下欄に掲げる数量以上であることとする。

表一

機器 及び冷凍 冷蔵機器	エアコン デイショ ナー		
	製品のうち、コンデ ット等（第一種特定	コンデンシングユニ ット等（第一種特定	[略]
	[略]	[略]	[略]

ンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットであつて、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度未満のものを除く。

ンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニットであつて、蒸発器における冷媒の蒸発温度の下限値が摂氏マイナス四十五度未満のもの又は圧縮機を駆動する電動機の定格出力が一・五キロワット以下のもの以外のものをいう。

[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

[略]	[略]					
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]	[略]
	[略]
	[略]

表二

<p>(削る)</p> <p>一 設備用エアコンデিশヨナーであつて、既設冷媒配管の利用を前提として出荷</p>
--

備考 [略]	[略]
	[略]
	[略]

表二

<p>一 中央方式エアコンデিশヨナー又はガスエンジンヒートポンプエアコンデিশヨナーのうち、室内ユニットが床置き形であるもの</p> <p>二 設備用エアコンデিশヨナーであつて、次に掲げるもの</p>
--

されるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

イ 既設冷媒配管の利用を前提として出荷されるもの

ロ 外気温度が低いときでも暖房能力の低下を抑制する機能を有するもの

ハ 外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの

ニ 設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

二| 「略」

(削る)

(削る)

ホ| 集じんフィルターを有し、クリーン

ルームの空気調和を目的としたもの

ヘ| 外気導入による空気調和を目的としたもの

ト| 圧縮機、蒸発器及び凝縮器が同一の
筐体内に配置されたもの

三| スポットエアコンディショナー

四| 「略」

五| 室内ユニット及び室外ユニットが一体的に、かつ、窓又は壁を貫通して設置されるもの

六| 専ら湿度の管理を行うことを目的とするもの（空気清浄機能を有するものを含

三| ガスエンジンヒートポンプエアコンデ
イションナーであつて、既設冷媒配管の利
用を前提として出荷されるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

む。)

七| ガスエンジンヒートポンプエアコンデ
イションナーであつて、次に掲げるもの

イ| 既設冷媒配管の利用を前提として出
荷されるもの

ロ| 冷房と暖房を同時に使用するための
冷媒の分流に必要な構造を有するもの

ハ| 外気温度が低いときでも暖房能力の
低下を抑制する機能を有するもの

ニ| 発電機を有し、発電した電力を外部
に出力するもの

ホ| 内燃機関により駆動する圧縮機と電

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

気により駆動する圧縮機が同一の冷媒配管を利用するもの

へ 冷凍サイクルにより冷却又は加熱された冷媒が水と熱交換するもの

ト 外気温度が低いときでも冷房運転を維持する機能を有し、情報通信機器、電子機器若しくは電気機器が設置された室又は食品を調理若しくは加工する室の空気調和を目的としたもの

チ 設定温度を摂氏十度以下にする機能を有し、食品を調理又は加工する室の空気調和を目的としたもの

リ 集じんフィルターを有し、クリーン

(削る)

(削る)

ルームの空気調和を目的としたもの

ヌ| 外気導入による空気調和を目的としたもの

ハ| 中央方式エアコンディショナーであつ

て、次に掲げるもの

イ| 熱媒体等として水を用いるものであつて、蒸発器の出口における熱媒体等の温度を摂氏三度以下に設定できるもの、又は定格冷却能力が九十キロワット以下のものであつて、インバータにより圧縮機を駆動する構造を有しないもの

ロ| 熱媒体等として水を用いるものであ

四|

「略」

九|

「略」

- ハ| 熱媒体等として水を用いるものであ
つて、蒸発器及び凝縮器の出口におけ
る熱媒体等の温度を同時に設定でき
るもの
- ニ| 熱媒体等としてブラインを用いるも
の

この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 令和九年四月一日

二 第三条 令和十一年四月一日